

南九だより

第19号

平成24年9月

お茶散水状況（笠野原地区）



導水路（分水工）



高隈ダム

P.1~2

・事務所長挨拶 ～農を守り継ぐために～

P.3~4

・南九事務所の業務について

P.5~6

・H25着手予定 国営施設機能保全事業「笠野原地区」の概要

P.7~8

・H24新規制度「国営施設応急対策事業」の紹介

P.9~10

・「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」-新規就農・農地集積-

P.11

・環境に優しい営農技術の紹介 -お茶の点滴施肥栽培-

P.12

・【シリーズ】国営事業地区内の優良経営体の紹介

P.13~14

・【シリーズ】水の守人 -若手土地改良区職員の紹介-

P.14

・東日本大震災復興への人的派遣

P.15

・国営事業完了地区相談窓口・事務所アクセスマップ



事務所長挨拶 ～農を守り継ぐために～

宮崎県・鹿児島県内の関係土地改良区ならびに関係機関の皆様には、日頃より、国営土地改良事業に関する調査計画や国営造成施設の保全管理の推進に特段のご理解とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

当事務所は、南九州地域の農業開発に関する調査を行うことを目的に、昭和45年に南九州地域総合開発調査事務所として開設されました。当事務所が管轄する宮崎県・鹿児島県は、温暖な気候と広大な畑地を活用した畜産、野菜、園芸等を中心に農業が営まれています。都道府県別の農業産出額は鹿児島県4位、宮崎県5位（平成21年度）、都道府県別の食料自給率（生産額ベース）は鹿児島県1位（253%）、宮崎県2位（241%）（平成22年度）となっています。

平成24年3月、「新たな土地改良長期計画」が閣議決定され、今後5年間は「食を支える水と土の再生・創造」を基本理念に「農を強くする」「国土を守る」「地域を育む」という3つの課題に取り組むこととされています。当事務所は、南九州地域管内でこれまで29の国営事業を展開し、管轄の耕地面積の約3割を占める6万1千haの農地を対象に国営土地改良事業を推進して参りました。今後は、「新たな土地改良長期計画」に沿って、農業生産に不可欠な基本インフラである基幹水利施設について、より効率的な保全管理を推進することが求められています。

こうした課題に対応すべく、ストックマネジメントを実践するため、全国的に土地改良調査管理事務所の体制強化が図られました。当事務所では、施設管理者と連携しながら、施設保全のみならず、関連事業の進捗に応じた施設運用の向上や市場動向等によって変化する営農に対応した水利権の更新といったソフト面のフォローアップの充実に努め、ハードとソフトの一体的な支援に努めて参る所存です。

また、私たちの社会は、人口減少・少子高齢化などにより、「モノ不足」から「モノ余り」の時代へ向かい、農産物の価格低下など農業にとっても難しい時代を迎えています。「つくれば売れた」時代から、現在では「何をどうやって売るか」といった新たな課題への取り組みが必要とされています。同時に、目先のことでだけではなく、次世代のために農業の持続可能な発展を推進していく視点も求められています。

従って、当事務所は、環境保全に配慮した農業の推進、小水力などの自然エネルギーの活用、同一水系に多数のダムを抱える水系の相互運用の検討などにも取り組みながら、当地域の農業生産力を支え、豊かな農村環境を創出する役割などを担い続けられるよう、施設管理者、関係県・市町村の皆様と情報共有を図りながら、施設運用や更新整備のあり方について検討して参る所存です。

さらに、このような取り組みを通じて、施設を取り巻く地域農業の実態について把握し、農業・農村を守り継ぐ「誇り」と「儲かる農業、夢が持てる農業の実現」に向け、その想いを共有していきたいと考えています。

今後とも、関係各位のさらなるご指導ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

農林水産省 九州農政局
南部九州土地改良調査管理事務所長

福田 一宏

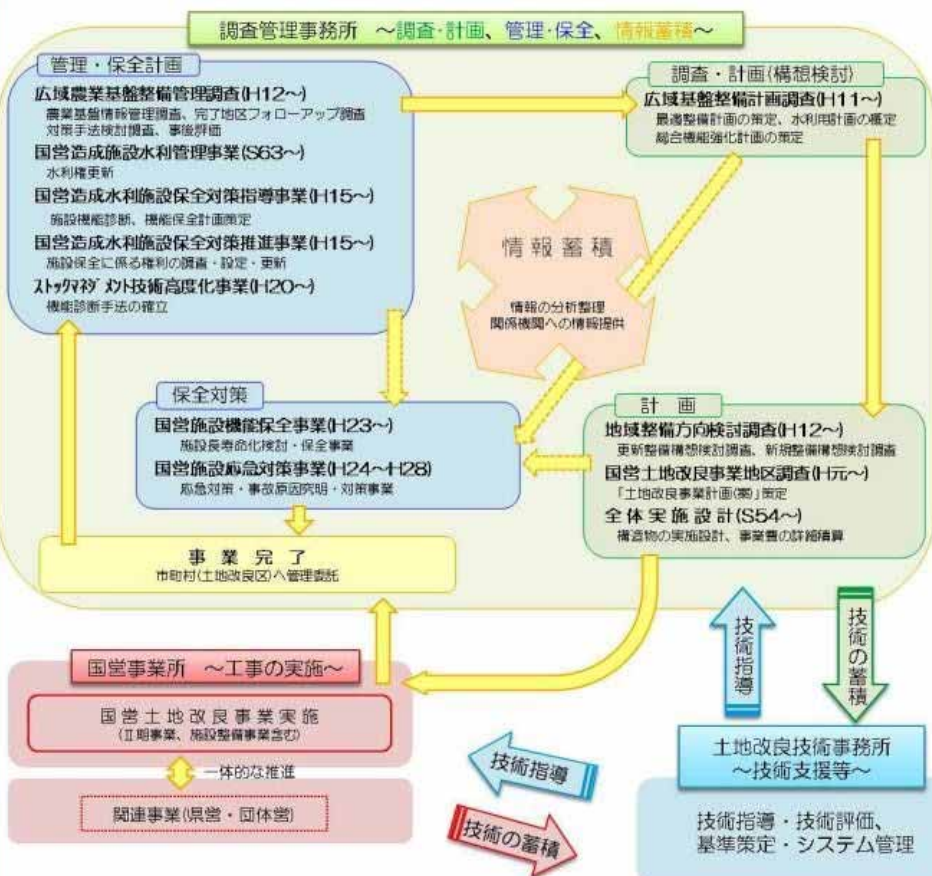


事務所の役割

更に、これまで実施してきた地区に職員が定期的に趣いて最近の農業情勢や維持管理等の情報を提供したり、施設管理の問題点の情報収集を行い、円滑な施設利用を実施するためのフォローアップ、水利権更新を行っています。



調査事務所業務(事業)の流れ



南部九州土地改良調査管理事務所の所管区域は、宮崎県、鹿児島県の2県です。

両県の総土地面積は 15,838km²で全国の4.2%を占めており、このうち耕地面積は 19.2万haで総土地面積の12.1%を占めています。

これまでに管内では29地区(畑地かんがい18地区、農地造成2地区、農地開拓4地区、干拓2地区、海岸保全3地区)の事業が実施中及び完了しています。

現在、完了地区のうち7地区（南薩・喜界・笠野原・一ツ瀬川・大淀川右岸・出水平野・大淀川左岸）で国営造成施設の適切な保全・管理に向けて調査計画中です。



事業概要

本地区は、鹿児島県大隅半島の中央部に位置し、鹿屋市、肝付町の1市1町にまたがる、受益面積2,452haの畑作農業地帯です。

国営かんがい排水事業笠野原地区で造成した農業水利施設は、事業完了から43年が経過し、主要施設の老朽化により円滑な維持管理と適切な配水管理が困難な状況にあります。

このため、施設の機能を長期にわたり保全する長寿命化対策として、機能診断に基づく補修・補強等を実施することにより、農業用水の安定供給及びそれに伴う農業経営の安定化を図ることを目的としています。

【関係市町村】 かのやし きのつぎくんきもちきちよう
鹿屋市、肝属郡肝付町

【事業期間】 平成25年度～平成34年度

【受益面積】 2,452ha
(畑2,072ha, 樹園地380ha)

【事業費】 24億円

【主要工事】

- (1) 高隈ダム貯水池法面对策工（改修）1ヶ所
- (2) 導水路（改修） L=8.6km
- (3) 幹線水路（改修） L=34.8km
- (4) 調整池（改修） 4ヶ所
- (5) 揚水・加圧機場、水管理施設（改修）1ヶ所

事業計画平面図



地区の課題～事業の必要性・対策～

波浪によるダム貯水池法面の浸食。

対策工法

長尺土のうによる浸食防止

対策工法

導水路の一部に進行性のクラックやインパートの開きが発生。

対策工法

樹脂注入工法

管水路の一部区間に管体劣化及び継手部の劣化に伴う漏水。

対策工法

調整池の遮水シート劣化による漏水。

対策工法

事業の効果

農業水利施設の効率的な機能保全を通じて、笠野原台地に広がる畑作農業地域にかんがい用水を安定的に供給し、露地・施設栽培の導入や販路拡大など、長期的な視点に立った戦略的な農業経営に貢献します。

★ かんしょ・さといも・キャベツ・にんじん・施設園芸（きく）・茶・花木などの多種多様な作物の安定生産に寄与。

★ 導水路、幹線水路等に対し機能保全対策を講じることにより、施設の長寿命化が図られ、維持管理の負担が減少。



～H24新規制度「国営施設応急対策事業」の紹介～

事業概要

国が造成した施設を対象に、不測の事故が発生した場合（懸念される場合）の2次被害の防止等に必要な応急対策、事故の原因究明等の調査及び補修・補強までの機能保全対策を国営土地改良事業として実施し、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図ります。

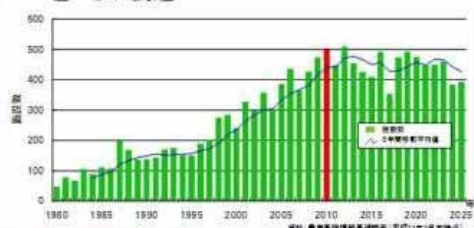
主要な施設は食料生産に不可欠な基本インフラですが、老朽化に起因する突発事故の発生件数は増加傾向にあります。

このようなことから、国が造成した施設の機能を長期にわたり保全する長寿命化対策とあわせ、当面の間、施設のリスク管理の充実を図るための対策として、国と都道府県等の一定の合意の下実施します。

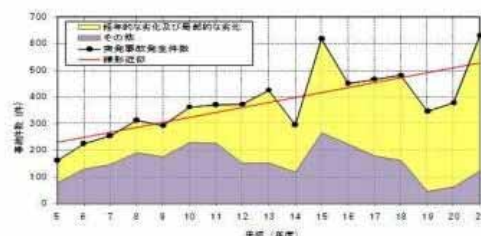
国庫負担率：原因究明等調査	国費 100%
応急対策・対策事業	国費 2/3
	北海道・福島 75%
	沖縄・奄美 90%

施設の保全管理をめぐる現状・課題

○耐用年数を超過する基幹的水利施設数はピークに到達



○老朽化に起因する突発事故の発生が増加



事業実施イメージ



事業期間

- 原因究明等調査及び応急対策の実施期間
 - 対策事業の採択期間
- 平成24年度～平成28年度までの5年間

事業の採択要件～地区ではなく施設を対象とします。～

①【対象施設】

- 国営土地改良事業によって造成された農業用排水施設（農業水利制御システム（農業用排水施設に附帯する水位や流量等の管理を総合的に行うシステム）を含む。）

②【実施要件（地区受益面積要件（水田3000ha、畑1000ha）はありません。）】

田：対象施設の末端支配面積が500ha以上（北海道・福島：200ha、沖縄・奄美群島：200ha）かつ、通水量等がおおむね0.5m/secを超える(相当)もの。

畑：対象施設の末端支配面積が100ha以上（北海道・福島：100ha、沖縄・奄美群島：50ha）かつ、当該施設の受益地100ha当たりの通水量等がおおむね0.03m/secを超える(相当)もの。

※農業水利制御システムの整備（上記要件を満たす施設の整備と併せて実施し、かつ、当該農業水利制御システムの整備が整備費、維持管理等の観点から特に効果的であると認められるもの又は地区全体の適正な排水管理上必要であるものに限る。）

※工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準
おおむね150kPa以上の水圧を必要とする末端給水栓を含む配水系パイプラインに用水を供給する施設に係る事業

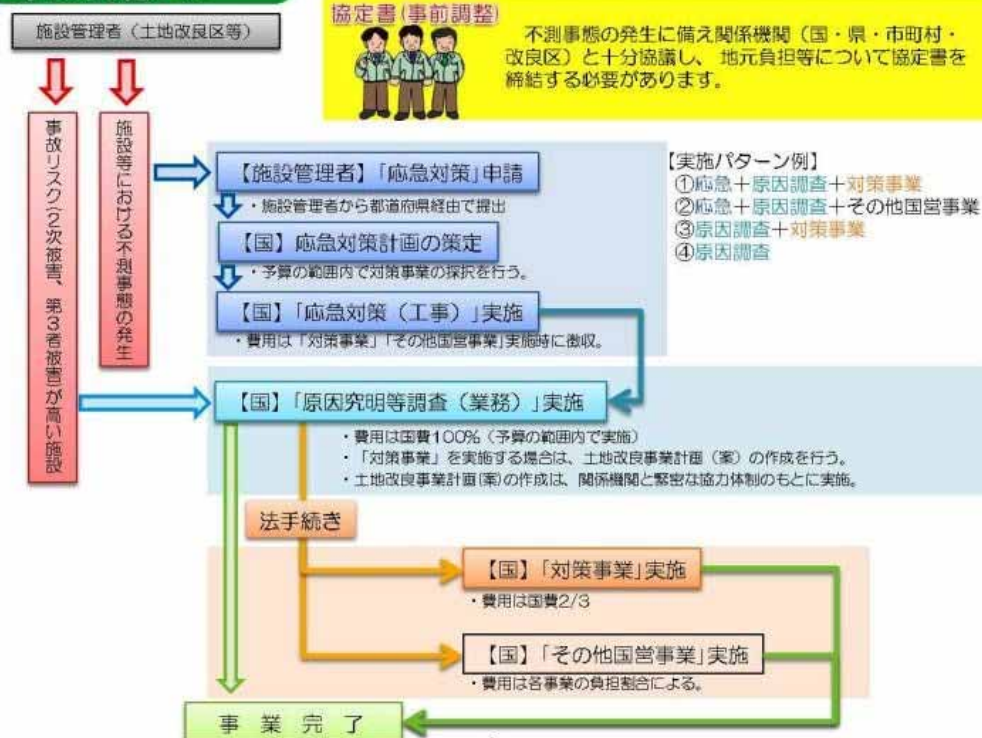
③【事業費（応急対策の実施に必要な測量設計費及び工事費+対策事業の工事費）】

1箇所当たり2,000万円以上

（ダム、頭首工、用排水機場等は施設全体で1箇所、用排水路は当該水路系を1箇所(水路名)）

※原因究明等調査費は除く。

事業実施フロー



「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)～新規就農・農地集積～」

人・農地プランとは？



各地域の人と農地の問題の解決に向けた施策です！

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」があり、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えていきます。

皆さんの地域ではいかがでしょうか？

地域の皆さんで話し合ってプランを作り、実行していくことによって「人と農地の問題」を解決しましょう。

プランの作成や就農者の増加、農地の集積を応援します。



①人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域における話し合いによって決めて頂きます。

- ◎ 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- ◎ 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）



〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、地域的なまとまりを持つ農業集落や地域をエリアとすることを基本としますが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく奥さんや息子さんも積極的に参加して下さい。

〈市町村による検討会の開催〉

- 市町村は、話し合いを受けて人・農地プランの原案を作成し、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催します。
- ※検討会のメンバーの概ね3割は女性
- 検討会の審査の結果適当と判断されたものは、市町村が人・農地プランとして正式決定します。

②人・農地プランには、様々なメリットがあります。

☆ 人・農地プランに位置付けられると、支援を受けることができます。

- ◎ 青年就農給付金（経営開始型）
※準備型（研修中）は、人・農地プランと関係なく給付します
- ◎ 農地集積協力金（中心となる経営体に農地を提供する方）
- ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化（認定農業者）

支援内容

③人・農地プランは、随時、見直すことができます。

☆ 最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。必要な部分から始めて、順次拡大していくことで構いません。

一旦プランを決めても、見直しは②のメリットを受けられます。

- ◎ 新規就農者が新たに出てきたとき
- ◎ 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- ◎ 引退を決意して農地集積協力金をもらおうとするとき

新規就農者への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農業を始めたい方や新たに人を雇いたいと考えている皆さんを支援します。

青年就農給付金（経営開始型）

～自ら独立して農業を開始する方へ～

農業を始めて間もない時期に給付金を給付。

【給付額】150万円/年
(最長5年間)

農の雇用事業

～農業法人等へ就職する方へ～

農業法人等への支援

農業法人等が新規就農者を雇用して、栽培技術や経営ノウハウなどの研修を実施する場合に、研修に要する経費を助成。

【助成額】最大120万円/年/人
(最長2年間)

青年就農給付金（準備型）

農業技術の研修中に給付金を給付。

【給付額】150万円/年(最長2年間)

農地集積への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農地の集積を進めようとする皆さんを支援します。



(1) 出し手に対する支援（農地集積協力金）

農地を出すこと（利用権設定又は農作業委託）への踏み切りを支援します。

① 経営転換協力金

【貸付等を行う面積】 【交付単価】

0.5ha以下 : 30万円/戸

0.5ha超2.0ha以下 : 50万円/戸

2.0ha超 : 70万円/戸

※市町村への交付単価です。

② 分散錯画解消協力金

【交付単価】5千円/10a

※市町村への交付単価です。

(2) 受け手に対する支援（規模拡大加算）

安定した土地利用の確保を支援します。

（「人・農地プラン」に位置づけられていない方も対象となります。）

規模拡大加算

【交付単価】2万円/10a

➤ 農地法に基づく遊休農地対策について

支援策と併せて、農業委員会は、遊休農地解消のための法制度を確実に実施（地域の中心となる経営体に貸し付けて、農地を集積する方向に誘導）

農地利用状況の調査



遊休農地所有者等に対する農地の利用増進のための指導

指導に従わない場合には、遊休農地所有者等への通知、勧告、買入協議、都道府県知事による調停、特定利用権の設定等の手続へ移行

受給資格の詳細や取組み事例等は農林水産省HPをご覧ください
http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/hito_nouchi.html

環境に優しい営農技術の紹介 ～お茶の点滴施肥栽培～

南部九州土地改良調査管理事務所では、お茶生産費のコスト低減と池田湖をはじめとする南薩地域の水質保全に貢献することを目的として、お茶の点滴施肥栽培の実証調査を平成23年1月から実施しています。

この調査では、点滴施肥栽培により年間窒素施肥量を県の施肥基準以下である約40kg/10aに設定し、**品質・収量に影響がないことを実証すると共に、施肥にかかるコスト低減及び労働時間削減の効果について検証を行っています。**

点滴施肥栽培とは？

給水栓からの水に液肥を混入し、お茶の根元に設置した点滴チューブから少量ずつ施肥を行います。



調査設計

年間窒素施肥量：約40kg/10a
施肥時期：1月中旬～10月下旬
施肥間隔：冬・夏は週3回程度
春は週4～6回程度
散水量：1回あたり1000ℓ/10a
(液肥1：水400)



点滴チューブ
1つの畝に2本設置

点滴施肥栽培のメリットは？

- ・お茶の根元に直接肥料成分が浸透するため、**施肥量を減らすことができ経済的**です。
- ・**かん水効果**も期待できます。
- ・タイマーの設置で、施肥にかかる**労力が軽減**できます。
- ・肥料の流亡が抑えられるので、**環境にやさしい栽培技術**です。

ここで実施しています！

南九州市緒方町大字別府（ほ場①）と知覧町大字塩屋（ほ場②）の2ほ場で実施していますので、ご自由にご覧下さい。



看板が目印です

【調査ほ場協力】

- ① クリンティかごしま（株）様
- ② 菊永茶生産組合 様



問い合わせ先：調査課調査第2係（0986-23-1293）

～国営土地改良事業地区内の優良経営体を紹介します～

南薩畑地かんがい事業により整備された農業生産基盤を活用し、優れた経営を展開される「クリンティかごしま株式会社」と「菊永茶生産組合」をご紹介します。

南薩地区の概要

南薩台地は、薩摩半島の南端に位置する、総土地面積13,000haの広大な畑作地域です。昔はシラス、礫、コラ等の不良土壌とその地形から水に恵まれず、度々干ばつに悩まされ、生産性の低い農業を強いられていました。

国営かんがい排水事業（昭和45年～59年）の実施により、現在では野菜やお茶を中心とした畑地かんがい営農が定着し、地域振興に大きな役割を果たしています。



クリンティかごしま株式会社

既存の茶工場の老朽化や労働力問題のほか、21世紀は海外産地との競争も予想されることから、平成10年に既存の3法人といぶすき農業協同組合の4工場を株主として「クリンティかごしま・えい茶業有限会社」が設立されました。その後、更なる経営基盤の強化を図るため、平成20年に株式会社へと移行し「クリンティかごしま株式会社」の設立に至りました。現在では、従業員数（年間雇用）15名、経営面積は94haと地域でも有数の経営規模を誇ります。社名の「クリンティ」は、県が推進する「クリーンなかごしま茶づくり」にちなんでおり、ISO9001、K-GAP及びJGAP（60haで認証）の認証を受けるほか、有機栽培茶の生産も行われています。



日本最大級（平成10年設立当時）を誇る茶工場

今後は、経営面積100haをめざすと共に、安心・安全なお茶づくり、環境にやさしいお茶づくりを更に追求します。

※ISO9001
※K-GAP
※JGAP
品質マネジメントシステム認証の国際標準化機構による規格
食の安心と安全に関するかごしまの農林水産物認証制度
日本GAP協会が策定した安全や環境保全に取組む農家に与える
認証制度

菊永茶生産組合

昭和47年に組合員34名、経営面積32haで設立され、その後、南薩畑地かんがい事業が実施されると共に、茶園の集団化や機械化の推進、コンピュータ制御された工場（FA工場）の整備等徹底した経営の効率化を図り、現在では組合員37名、経営面積は156haへと規模を拡大し、茶の一大産地を形成しています。近年では、若い組合員から食に対する意識改革の声上がり、安心・安全なお茶づくりのためISO9001及びJGAPの認証を受けるほか、かごしま茶の魅力を紹介する「お茶一杯バスツアー」（南九州市茶業振興会主催）の受け入れなど、消費者との交流活動にも積極的に取り組まれています。



FA工場内部

今後は、安心・安全で高品質なお茶の生産を追求し「菊永茶ブランド」の確立を図ると共に、収益率を上げ組合員全員が茶専業農家でやっていける体制をめざします。

～水の守人―若手土地改良区職員の紹介～

鹿児島県及び宮崎県の国営完了地区の施設を管理して頂いている若手土地改良区職員の皆様を紹介させていただきます。

大淀川左岸土地改良区

「菊池 信夫さん」です！

◆担当している業務概要を教えてください

管理係として主に施設管理全般の業務を担当しています。広沢ダムのダム管理主任技術者や広沢ダム発電所のダム水路主任技術者のほか、土地改良区規約に定められている管理責任者も拝命し、土地改良施設を適正に維持管理するため重要な業務を担わせてもらっています。

また、総務係も兼務しており、理事会・委員会などの役員会での協議事項の企画立案なども行い、適正な土地改良区組織運営ができるように日々努力しています。



◆土地改良区職員になったきっかけを教えてください

大学卒業後、民間企業(一般土木系)に就職しましたが、「会社の利益より公共の利益に直接携わりたい」と強く思い転職を決断しました。ちょうどその年に、大淀川左岸地区では土地改良区設立に向けた職員募集をしており、それを見つけ応募したのがきっかけです。

◆業務で大変な事、改善した事例を教えてください

日々の業務で「考え方は1つではない」という事の難しさを痛感しています。当初は、自分の四角四面な考えを相手に押しつける事が多かったのですが、問題解決のためには相手の主張を充分に理解する事が必要不可欠な事だと教えられました。特に賦課金の徴収については、滞納されるにはそれだけの理由がある事が多く、それを理解する事から協議が始まります。様々な主張を理解しようとする事で自分の能力も向上するような気がします。

◆左岸地区のアピールポイントを教えてください

まずは何と言っても、小水力発電です。国営かんがい排水事業で広沢ダムに小水力発電施設が設置されていますが、全国的にも先進的な事例です。ダムからの無効放流水を利用して電気を作り、その電気を売電することで収入を上げ農家負担の軽減を図るといった画期的なシステムです。運用開始して8年が経過するところですが、施設の維持管理に加え会計処理(複式簿記)など勉強する事が多岐に渡りますが、非常にやりがいを感じられる仕事です。

もう一つは、土地改良区役員の熱意です。役員は理事16名・監事3名(員外含む)ですが、全ての役員が非常に熱心に土地改良区業務に取り組まれています。特に、滞納賦課金の時効成立を防ぐために一丸となって滞納処分執行を決断された事は記憶に新しく、未だに時効成立となった滞納賦課金はありません。役員の熱意に負けないように職員としての責務を果たしていきたいと思っています。

◆水利用が開始されて7年が立ちますが、受益地の変化についてお気づきがあれば教えてください

水利用前は「今頃になって工事が終わって水がきても使わんわ!」と言われる事が多かったのですが、今では「水がきて楽になったわあ」「断水されると困るとよ」などの意見が多くなったように思います。

ただし、基盤整備が完了しても以前と何ら変わらない農業経営を継続している組合員も少なくありません。基盤整備事業の最終目的は水を届ける事ではなく、届けた水を利用して生産性の向上や農業経営の安定を図るものであるため、これからは安定的な水を利用した近代的な営農に転換させる事が重要だと感じています。

◆趣味や休日の過ごし方を教えてください

もっぱら、育児です。(仕事以上に)育児では誰にも負けたいと自負しています(笑)。

7歳(♂双子)と2歳(♂)の成長が楽しみでなりません。「もう少し自分の時間がほしいなあ…」と強く感じています。

自分の時間がある時にはゴルフを少々かじり始めたところですので、目一杯練習したいです!



◆10年後の夢について教えてください

10年後は満44歳の年になりますが、大淀川左岸土地改良区初の「生え抜き事務局長」になれていたら良いと思います。特に野望が強い訳ではありませんが、正規職員1期生としての責務だと感じています。

そして同僚はもちろんのこと、関係機関団体の職員の皆様からも一目置かれる人材になりたいと思います。

もう一つは、大淀川左岸土地改良区がこのまま発展し、全国的に優良土地改良区としての地位を築けていたら最高です。



大淀川左岸土地改良区ホームページ <http://www.sagan.or.jp/top/index.html>

～東日本大震災復興への人的派遣～



2011年3月11日に発生した東日本大震災の被害に遭われた方々には心からお見舞い申し上げます。

当事務所でも微力ではありますが、復興支援として岩手県及び福島県へ5名、延べ14週間にわたり支援させていただいております。

一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

南部九州土地改良調査管理事務所
職員一同

全国農村振興技術連盟ホームページに農業土木技術者の派遣記録が掲載されていますのでご覧ください。
<http://www.n-renmei.jp/hakenkiroku/t23/#1>

～国営事業完了地区相談窓口の設置～

農業水利施設等に関する『事故・災害等』がありましたら下記担当係までご一報願います。

県名	地区名	担当課	担当係
宮崎県	〔高鍋川南〕	保全計画課	保全技術係
	〔綾川〕	企画課	水利指導係
	〔一ツ瀬川〕	保全整備課	保全設計係
	〔大淀川左岸〕	企画課	情報管理係
	〔大淀川右岸〕	計画課	計画第2係
	〔都城盆地〕	保全計画課	防災情報係
鹿児島県	〔出水平野〕	企画課	企画係
	〔曾於東部〕	保全整備課	保全整備係
	〔曾於南部〕	保全整備課	保全整備係
	〔笠野原〕	鹿児島支所	計画係
	〔南薩〕	計画課	計画第1係
	〔野井倉〕	鹿児島支所	保全整備係
	〔肝属南部〕	鹿児島支所	保全整備係
	〔喜界〕	計画課	資源情報係

事務所の案内図



鹿児島支所の案内図



交通案内



交通案内



【事務所】〒885-0093

宮崎県都城市志比田町4778-1

TEL: 0986 (23) 1293、FAX: 0986 (27) 1281

【鹿児島支所】〒893-0064

鹿児島県鹿屋市西原4-5-1 (鹿屋合同庁舎1F)

TEL: 0994 (44) 6191、FAX: 0994 (40) 1526

H24.7月にホームページをリニューアルしました。

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/seibibu/kokuei/02/index.html>